

神戸市における自己負担限度額について

神戸市では、全国共通の自己負担上限月額に対して追加助成を行い、以下の自己負担限度額に変更しています。

神戸市の自己負担限度額月額(2026 年 7 月 1 日～)

階層区分	階層区分の基準			患者負担割合：2 割		
				自己負担限度額（外来＋入院＋薬代＋訪問看護）		
				原則		
				一般	重症（※1）	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護等			0	0	0
II	低所得Ⅰ	市町村民税	収入～82.65 万円	800	800	0
III	低所得Ⅱ	非課税（世帯）	収入 82.65 万円超			
IV	一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1 万円未満				
V	一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1 万円以上～25.1 万円未満				
VI	上位所得	市町村民税 25.1 万円以上				
入院時の食費（※2）				1/2 自己負担		

＜参考＞ 全国共通の自己負担上限月額(2026 年 7 月 1 日～)

階層区分	階層区分の基準			患者負担割合：2 割		
				自己負担上限月額（外来＋入院＋薬代＋訪問看護）		
				原則		
				一般	重症（※1）	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護等			0	0	0
II	低所得Ⅰ	市町村民税	収入～82.65 万円	1,250	1,250	500
III	低所得Ⅱ	非課税（世帯）	収入 82.65 万円超	2,500	2,500	
IV	一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1 万円未満		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1 万円以上～25.1 万円未満		10,000	5,000	
VI	上位所得	市町村民税 25.1 万円以上		15,000	10,000	
入院時の食費（※2）				1/2 自己負担		

※1 重症：①高額な医療が長期的に継続する者、②重症患者基準に適合する者 のいずれかに該当する方。

※2 入院時の食費は自己負担限度額とは別にご負担いただきます。

※3 同一医療保険の世帯内に、難病・小児慢性特定疾病の受給者がいる世帯については、世帯の負担が増えないよう、月額自己負担限度額を按分する特例が適用され、自己負担額が軽減される場合があります。

※4 生活保護受給世帯及び先天性血液凝固因子障害(血友病等)に該当する方は医療費の自己負担及び入院時の食費の負担はありません。